

医療管理ニュース Vol.68

事業承継する場合の贈与税・相続税が 「小規模宅地特例」の方が「個人版事業承継税制」より 有利な場合もあります

小規模宅地特例

被相続人が自宅や事業地として使用していた宅地等を相続により取得する場合、一定の面積まで最大で80%減額した相続税評価額が適用されるという制度です。以下の要件が必要になります。

【適応要件】

土地の種類	相続人	上限面積	減額割合
特定居住用地	・被相続人の配偶者 ・被相続人と同居しているまたは生計を一にしている家族 ・持ち家のない別居親族	330㎡	80%
特定事業用地	・事業を承継する親族	400㎡	80%
不動産貸付業宅地	・事業を承継する親族	200㎡	50%

個人版事業承継税制（本誌2019年5月号 医療管理ニュースVol.63参照）

個人事業に使っている「特定事業用資産」の全てを事業主から事業承継者に、相続や贈与をした場合、その資産に対する相続税・贈与税の納税が猶予されます。

「小規模宅地特例」と「個人版事業承継税制」のそれぞれのメリット

小規模宅地特例のメリット
認定相続人は継続届出書を3年ごとに税務署に提出しなくても良い
全体の財産評価をする段階で計算するので、相続人全員が対象になる
承継後、継承にかかわる税を追加で納めることはない

個人版事業承継税制のメリット
すでに子供に継承を決めている歯科医院に有効
歯科医院の土地や建物はもちろん、ユニットなどの減価償却資産となるものすべてが該当し納税額100%が猶予される
死亡や障害、破産などの理由により事業が継続困難になった場合も納税免除になる

※この二つの制度はどちらか一方の選択となります。詳細については、顧問税理士等にご相談ください。